

一般社団法人 ソトノバ
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2025年2月1日～2028年3月31日

2. 当社の課題

- ・ 有給休暇取得率の目標設定がない。

3. 目標

- ・ 有給休暇取得率を50%以上とする。

4. 取組内容と実施時期

取組：有給休暇取得を推進する取組を実施する。

- 2025年2月～有休取得の個人別状況の把握・ヒアリング
- 2025年4月～有休計画の導入
- 2026年3月～取得状況のレビュー
- 2027年3月～有休取得の個人別状況の把握・個人別目標と施策の確認
- 2028年3月～取得状況のレビュー